

聖籠町議会訓令第四号

聖籠町議会公印規程を次のように定める。

平成二十四年一月十八日

聖籠町議会議長 須貝龍夫

聖籠町議会公印規程

(趣旨)

第一条 聖籠町議会及び聖籠町議会事務局の公印は、この規程の定めるところによる。

(公印の名称等)

第二条 公印の名称、規格、書体、用途及び個数は、次のとおりとする。

公印 番号	名称	規格 (ミリメ ートル)	書 体	用 途	個 数
一	聖籠町議会 印	正 方 形 一 八	てん書	議 会 名 を も っ て す る 文 書	一
二	聖籠町議会 議長之印	正 方 形 一 八	てん書	議 長 名 を も っ て す る 文 書	一
三	聖籠町議会 副議長之印	正 方 形 一 八	てん書	副 議 長 名 を も っ て す る 文 書	一
四	常任委員長 印	正 方 形 一 五	てん書	常 任 委 員 長 名 を も っ て す る 文 書	一

七	六	五
聖籠町議会 事務局長印	特別委員長 印	議会運営委 員長印
一五 正方形	一五 正方形	一五 正方形
てん書	てん書	てん書
事務局長 名をもつ てする文 書	特別委員 長名をも つてする 文書	議会運営 委員長名 をもつて する文書
一	一	一

2 公印のひな形は、別表のとおりとする。  
(公印の管理)

第三条 公印の管理に関する事務は、事務局長が行う。

2 公印は慎重に取扱い、盗難、不正使用等のないよう容器に納め、厳重に管守しななければならない。

3 公印は、保管場所以外に持ち出してはならない。  
(公印の登録)

第四条 事務局長は、公印台帳(別記様式第一号)を作成し、すべての公印を登録し異動の都度必要な事項を記載しておかなければならない。  
(公印の使用)

第五条 公印は、押印すべき文書を原議書又は証拠書類と照合審査し、相違がないと確認して押さなければならぬ。

（公印の新調、改刻等）

第六条 事務局長は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、公印の新調、改刻、廃止申請書（別記様式第二号）により、議長の決裁を受けなければならない。

（公印の告示）

第七条 議長は、公印を新調、改刻又は廃止したときは、公印の名称、使用区分及び使用開始又は廃止の期日を告示しなければならない。

（公印の事故）

第八条 事務局長は、公印の盗難、紛失、偽造、不正使用等の事故があったときは直ちに公印事故届（別記様式第三号）を議長に提出しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成二十四年二月一日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、この規程に基づいて調製した公印とみなす。

別表（第2条第2項関係）

1	2	3	4
会 町 聖  印 議 籠	長 議 聖 之 会 籠  印 議 町	長 議 聖 之 会 籠 副 議 町 印 議 町	長 委 常  印 員 任
5	6	7	
員 運 議 長 営 印 委 会	長 委 特  印 員 別	務 議 聖 局 会 籠 長 事 町 印 事 町	

別記様式第1号（第4条関係）

公印台帳

公印の名称		公印番号	
公印の寸法	タテ	mm	書体
	ヨコ	mm	
印影	新調・改刻・廃止		理由
	区分	年月日	

別記様式第2号（第6条関係）

新調

公印 改刻 届

廃止

年 月 日

議長 様

議会事務局長 印

事 項		新調・改刻・廃止の理由
公印の名称		
個 数		
新調年月日		
改刻年月日		
廃止年月日		
告示年月日		
備 考		

別記様式第3号（第8条関係）

公印事故届

年 月 日

議長 様

議会事務局長 印

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1 公印の名称

2 発生年月日

3 事故の内容

4 事故発生時の

公印の保管状況

5 その他必要事項